

**平成28年度  
能勢町一般会計歳入歳出決算認定について**

**反対討論**

中西 顕治

町道平野線バイパス工事と火葬場建設について、工事発注、変更の手続きが不透明と問題視され訴訟が起こされている。

当該予算に対する討論でも述べたが、職員定員の切り詰め問題があり、「定員適正化計画」をも下回る人員での行政運営が職務の過重負担を引き起こしていると考ええる。

職員の労働環境も、改善されているとは思われない状態が継続されている。

以上の点を見て本決算に反対する。

**平成28年度能勢町国民健康保険特別会計  
歳入歳出決算認定について**

**反対討論**

中西 顕治

国民健康保険税が高すぎるという住民の声は減ることない。

決算における滞納額は年々減少しているが、世帯が安定して収納できているものばかりではない。滞納処分停止による不納欠損額の増加は、町内世帯の困窮状況を表している。

現在の国民健康保険制度は保険料のありかたが、格差を補う社会保障と言いつい難い制度となっている。

来年度からこの国保税は広域化によって値上げになると予想されている。このような住民いじめの制度に反対する。

以上の理由により本決算に反対する。

**東郷観光案内所の設置及び管理に  
関する条例の制定について**

**反対討論**

大平喜代江

前町長、元町長時代からの懸案であり、設置に反対するものではないが、無人の東郷観光案内所についての当該条例には、本町の公園や施設の設置及び管理に関する条例には明記されている「管理」の条文がない。「町長が管理する」ということを他の条例同様にお願いをするが、支障がないとする姿勢に反対表明をするものである。

**賛成討論**

長尾 義和

反対討論（大平議員）においては、施設の設置は基本的に賛成としながら、条例には管理に関する条項が無く、認められないという趣旨であった。そのようなことであれば、その部分に係る修正案をもって採決に臨むべきである。

なお、条例の第4条第1項第4号（その他町長が管理上支障があると認めるとき）の条文があり、管理に関して修正する必要はないと判断し賛成する。

**賛成討論**

平田 要

東郷観光案内所は行政財産として設置する条例として上程されたものであり、管理については行政財産として、また施設使用については、条例第4条の（利用の制限）により町長が行うことが明記されている。管理運営については規則で定めるものとの説明があり必ずしも条文に「町長が管理する」と明記することでもない。

この観光案内所は東地域の活性化と観光振興を図る先駆的な取り組みであり、今後の能勢町内において都市住民との交流を図るモデルとなる施設でもあり、原案の条例どおり賛成する。

**(仮称) 東郷観光案内所の設置について**

**事業目的**

能勢町東地区の地域活性、観光振興に寄与するため、情報発信、交流及び休憩機能、トイレを有する無人の観光案内所を設置するもの。

**設置場所** 能勢町地黄2240番地内

**構造等**

- ・構造：木造平屋建て
- ・延床面積：59.62㎡  
(休憩スペース 34.78㎡、トイレ 24.84㎡)
- ・トイレの内訳（男子・女子・多目的）

**竣工予定** 平成30年3月下旬



イメージ図